

逗子市個人情報保護条例の改正について

*改正の趣旨

平成 27 年 9 月に、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進することを目的として、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）の改正法が公布され、また、平成 28 年 5 月に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）についても、個人情報の定義の明確化や、要配慮個人情報の規定等に関し、個情法を踏まえ公布されました。両法ともに平成 29 年 5 月に施行されています。

今回の法改正等を受け、従前からの逗子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）における個人の権利利益の保護の考えを前提としつつ、改正された法との整合性を図り、制度の円滑な運用に資するため、同条例を改正するものです。

*改正の内容

（１）個情法等の改正に伴う条例の改正事項

1 個人情報の定義について（第 2 条関係）

個情法及び行個法の改正により、指紋データや旅券番号等が新たに「個人識別符号」として「個人情報」に該当することとなりました。

個人情報の定義の明確化を図ることは市の個人情報保護制度における円滑な運営に資するものであることから、個情法及び行個法の改正趣旨を踏まえ、条例における個人情報の定義に「個人識別符号（※1）」を追加する改正を行い、「個人情報」の定義の明確化を図ります。

2 要配慮個人情報（※2）の定義及び取り扱いについて

（第 2 条、第 6 条、第 7 条関係）

条例第 6 条においては、「人種及び民族、思想、信条及び宗教、犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報（以下「機微情報」という。）」について、その取扱いを原則として禁止とする制限を設けています。

改正された個情法及び行個法では、これらの機微情報のほか、病歴や障がいに関する情報、健康状態に関する情報、犯罪により被った被害の情報等が新たに「要配慮個人情報」として整理され、その他の個人情報とは異なる取扱いが規定されました。

これらを受け、条例における機微情報の取扱い禁止規制は維持しつつ、新たに要配慮個人情報に関する定義を加え、個人情報事務登録簿の記録の

内容に「要配慮個人情報」が含まれる旨を記載することとします。

3 事業者に関する規定について（第32条関係）

個情法の改正により、個人情報を事業に活用するすべての事業者に同法が適用されることとなりましたが、市においても事業者が取り扱う個人情報について引き続き保護を図るため、条例の規定を維持することとします。

4 非識別加工情報の仕組みの導入と目的規定について

（第1条関係）

個情法及び行個法の改正により、「匿名加工情報（非識別加工情報）（※3）」「新たな産業の創出」等に関する記述が追加されました。

行個法の改正内容のうち、「非識別加工情報の事業者への提供」については、個人情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わった点です。

同様の制度を本市において導入するかどうかについては、課題の整理等を行った上で慎重に対応すべきであり、現段階での導入は尚早と考えているため、今回の条例改正には含めないこととし、目的規定の改正についても、非識別加工情報の仕組みの導入にかかる今後の検討に合わせ対応することとします。

（2）その他制度に関する改正事項

1 個人情報の「定義」について（第2条関係）

- ① 「死者の情報」について、個情法及び行個法においては、個人情報の範囲を「生存する個人に関する情報」に限っています。本市においては、対象が生存者に限るかどうかの明確な規定はありませんが、死者の情報も含まれるという運用となっており、現行の水準を維持し、改正は行わないこととします。
- ② 現行の規定においては、「個人情報」は「実施機関の保有する個人情報」と定義されています。また、「個人の情報」と表記し、「個人情報」と使い分けをしている条文があります。
個人情報の定義の改正に際し、「保有個人情報」等の新たな規定を設ける改正を行います。
- ③ 現行の「個人情報」の定義では「個人が営む事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報」が除外されていますが、条例上個人情報に該当しない特定個人情報（※4）について、保護している状況です。また、個人情報の保護の観点からは、個人情報の定義からこれらの情報を除外

する必要性は特になく考えられます。

今回の改正に際し、除外規定を削除し「個人情報」の定義にこれらの情報を含めることとします。

(※注釈)

※1 個人識別符号

個人情報及び行個法において、(1) DNA、指紋、虹彩、手指の静脈など身体的特徴を電子計算機の用に供するため変換した符号、(2) 旅券番号、基礎年金番号、マイナンバー、住民票コードなど、対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号として規定されたもの。

※2 要配慮個人情報

個人情報及び行個法において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として新たに定義され、取扱いに関する規定が整備されたもの。

※3 匿名加工情報（非識別加工情報）

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

個人情報においては「匿名加工情報」、行個法においては「非識別加工情報」として定義されている。

※4 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報